



技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議が 最終報告書を公表

～今後の技能実習制度及び特定技能制度の在り方を提言～

11月30日、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議は、今後の技能実習制度及び特定技能制度の在り方に係る最終報告書（以降「報告書」）を取りまとめ、公表した。これは、政府の外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議に対し両制度の見直しの方向性を提言するものであり、政府においては、本報告書を踏まえ、必要な法令の整備や具体的な施策、運用方法の策定等を行うこととなる。

現行の技能実習制度は、人権侵害や法違反、深刻な人手不足を背景とした制度目的と実態との乖離が指摘されてきたところ、本報告書は、現行制度を解消し、人材確保・育成を目的とした新たな制度を創設とした。また、外国人の人権保護・キャリアアップ、共生社会実現の観点から、一定要件のもとで本人意向の転籍を認めることに加え、新制度を特定技能1号への移行に向けた育成期間と位置づけ、特定技能制度における「特定産業分野」（注1）に合わせて受け入れ分野を整理するとともに、技能および日本語能力に関する試験の合格等を移行の要件とするよう提言している。

なお12月14日には、自民党の外国人労働者等特別委員会が技能実習制度・特定技能制度の見直しに向けた提言を取りまとめるなど、本制度改正をめぐる活発な議論が続いている。

UAゼンセンは、引き続き本制度改正の具体的な内容の把握・情報発信に努め、連合とも連携し、外国人労働者の適正な受け入れと権利確保にむけて政府や自治体、業界団体への働きかけを行っていく。

加盟組合においても、今般の制度改正に係る動向を注視し、会社と情報共有をして頂くとともに、報酬を含む労働条件を日本人と同等かそれ以上に設定することや就業環境の整備、さらには外国人労働者の組織化に取り組むことが重要である。

【技能実習制度の廃止・新制度創設の概要】

	旧制度「技能実習制度」	新制度「育成就労制度（仮称）」
目的	・人材育成による国際貢献	・国内の人材確保・人材育成
期間	・技能実習1号～3号で最大5年	・3年間 ※未熟練労働者として受け入れた外国人を3年で 特定技能1号の技能水準の人材に育成
転籍	・やむを得ない場合を除き、原則不可	・「やむを得ない場合」の拡大・明確化 ・一定要件下で本人意向の転籍も可
受入れ 対象分野	・90業種165作業 ※「特定産業分野」とは一致していない	・特定技能制度における「特定産業分野」に限る （現行：12分野24業務区分（注1）） ※人材育成になじまない分野は受け入れ対象と しない
受入れ見込数	・受入れ企業ごとの上限のみ	・左記に加え、特定産業分野ごとの上限も設定
監理 支援 保護	・外国人技能実習機構が監理団体・受入れ機関の 監督指導、技能実習生の支援・保護等を実施 ・監理団体は、許可制のもと、マッチング、受入 れ機関の監理・指導、技能実習生の保護・支援 等を実施	・外国人技能実習機構は改組し、新たな機構とし て監督指導・支援保護機能を強化、特定技能外 国人への相談援助業務も実施 ・監理団体は、許可要件を厳格化のうえ新たに許 可を受ける
移行条件	・1号→2号：技能検定基礎級等の合格 ・2号→3号：技能検定3級等の合格 ・特定技能1号：技能実習2号を良好に修了して いる者は試験を免除	・特定技能1号：技能検定試験3級等又は特定技 能1号評価試験および日本語能力A2相当以上 の試験合格（当分の間は相当講習受講も可） ※人材育成の観点から、受入れ後1年以内の技 能検定基礎級等および日本語能力A1相当以 上の試験合格を義務付け

(注1) 特定技能1号の受入れ対象分野（現行：12分野24業務区分）

所管官庁	分野	業務区分・従事する業務内容
厚労省	介護	介護等 (利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） (注)訪問系サービスは対象外 【1業務区分】
	ビルクリーニング	ビルクリーニング 【1業務区分】
経産省	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	- 機械金属加工 - 電気電子機器組立て - 金属表面処理 【3業務区分】
国交省	建設	- 土木 - 建築 - ライフライン・設備 【3業務区分】
	造船・船用工業	- 溶接 - 塗装 - 鉄工 - 仕上げ - 機械加工 - 電気機器組立て 【6業務区分】
	自動車整備	自動車整備 (自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備) 【1業務区分】
	航空	- 空港グランドハンドリング (地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) - 航空機整備 (機体、装備品等の整備業務等) 【2業務区分】
	宿泊	宿泊 (宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供) 【1業務区分】
農水省	農業	- 耕種農業全般 (栽培管理、農産物の集出荷・選別等) - 畜産農業全般 (飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) 【2業務区分】
	漁業	- 漁業 (漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) - 養殖業 (養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等) 【2業務区分】
	飲食物品製造業	飲食物品製造業全般 (飲食物品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生) 【1業務区分】
	外食業	外食業全般 (飲食物調理、接客、店舗管理) 【1業務区分】

出入国在留管理庁「特定技能ハンドブック」P.3よりU A ゼンセン作成

< 参考資料 >

- 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書（概要）
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001407012.pdf>

以上

(担当：政策政治局 秋山)